

## 福崎町役場本庁舎外 2 4 施設で使用する電力調達仕様書

### 1 総則

この仕様書は、福崎町役場本庁舎外 2 4 施設で使用する電力の供給について定めたものである。(本件は、以下の 2 つの電力調達で構成する。)

事業名 ア 福崎町役場本庁舎外 2 0 施設で使用する電力調達

事業名 イ 福崎浄化センター外 3 施設で使用する電力調達

### 2 供給対象

(1) 対象施設 (別表 1) のとおり

(2) 需要場所 (別表 1) のとおり

### 3 受電設備の概要

別表 1 のとおり

### 4 予定契約電力及び予定使用電力量等

(1) 予定契約電力 ※別表 2 に記載する対象期間の値を採用する。

(2) 予定使用電力量 別表 2 のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものとする。

### 5 供給期間

令和 4 年 3 月検針日から令和 5 年 3 月検針日の前日までとする。

(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

### 6 供給期間中の各月の電力使用計画

別表 2 のとおり

### 7 需給地点

別表 1 のとおり

### 8 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、現在の取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

なお、取引用計量装置等の取替えが発生する場合は、事前に協議すること。

### 9 保安責任上分界点

電気工作物の財産分界点と同じとする。

## 10 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

## 11 検針日及び計量

- (1) 検針日は毎月指定の日とし、当該日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に速かに行うものとする。
- (2) 計量は、取引用計量装置により記録された値によるものとする。  
なお、使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入、または切り捨てとする。

## 12 料金体系

基本料金と電力量料金（夏季と夏季以外）に基づく二部料金制とする。ただし、下記(1)、(2)に記載する施設は次のとおりとする。

- (1) 福崎町エルデホール、及び福崎町立図書館は、休日平日区分（夏季と夏季以外）に基づく料金制とする。なお、休日は、別記1に記載する休日扱い日に定める日をいい、平日は休日以外の日をいう。
- (2) 養護老人ホーム、福崎浄化センター、田原汚水中継ポンプ場、福田水源地、工業用水道第二水源地は、別記2に記載する重負荷時間、昼間時間、夜間時間に基づく料金制とする。

## 13 力率

その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は次のとおりとする。

なお、単位はパーセント（％）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100％とする。

### 【算定式】

$$\text{平均力率（％）} = \left[ \text{有効電力量} \div \sqrt{\{ (\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2 \}} \right] \times 100$$

## 14 燃料費調整額

- (1) 契約期間内に原油等の価格変動があり、発電コストが変動した場合において、社会的に単価調整する必要があると認められる時は、入札時の電力量料金の単価を調整するものとする。
- (2) 電力量料金について燃料費調整を行う場合には、需要場所を電力供給区域に含む一般電気事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。なお、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整は含まないものとする。
- (3) 燃料費調整額とは、一定期間内の発電コストの変動に伴い、各社の基準となる電力量単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その算定方法については、落札後に締結する電力調達契約書で定めることとする。

## 15 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づくものとする。なお、入札金額の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

## 16 支払方法

1月ごとに、電力供給会社からの請求に基づき、当該請求が適法と認められる場合には、請求を受けた月から30日以内に支払うこととする。

なお、支払い手続きに日数を要するので、検針の翌日から原則として、8日以内にその請求を行うこと。

## 17 料金の算定

- (1) 各月ごとの契約電力（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値をいう。以下同じ。）及び使用電力量等により、算定するものとする。
- (2) 電気料金は、次のアからエまでに掲げる料金を合算した額とする。また、入札価格の算定にあたっては、消費税10%とした単価を用いること。

なお、力率の変動その他の要因による基本料金単価等の調整及び仕様書に定めのないその他の供給要件については、当該地区を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件に基づいて協議し、決定するものとする。

### ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次に定める算式により算出する。

- ・基本料金＝契約電力×電力基本料金単価×（1.85－力率／100）

### イ 電力量料金

使用電力量、電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて次に定める算式により算出する。なお、燃料費調整単価は当該地域を管轄する一般電気事業者採用する額とする。

- ・電力量料金＝使用電力量×（電力量料金単価±燃料費調整単価）

### ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

### エ その他

アンシラリーサービス料金、割引料金等

## 18 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給者の事故や災害により、福崎町役場本庁舎等への電気供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者から電力を確保すること。

## 19 電気の供給を中止または制限したときの料金割引

電気の供給を中止または制限したときは、料金の割引をすること。割引の対象及び率については、落札後締結する電力調達契約書において定める。ただし、発注者の責めとなる理由による場合は除く。

## 20 入札について

- (1) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。
- (2) 辻川観光交流センターについては、検針日を毎月1日として積算すること。
- (3) 入札価格確定時には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (4) アンシラリーサービス料金

系統連携設備に係るアンシラリーサービス料金を要する場合は、アンシラリー料金を入札金額に含めること。

- (5) 蓄熱設備、非蓄熱式空調設備、電化厨房設備

蓄熱設備、非蓄熱式空調設備、電化厨房設備（以下、「蓄熱設備等」という。）を使用することにより割引がある場合は、蓄熱設備等にかかる割引電力量料金を入札金額に含めること。

蓄熱設備等について、受注者が契約において料金の評価を行う場合は、供給者の負担により、専用計量を確保するものとする。

- (6) 固有割引

電力の供給に際し、割引き料金の適用がある場合については、その割引額を入札金額に含めること。

## 21 その他

- (1) 事故等が発生した場合の緊急連絡体制を確立させるとともに、福崎町が指定する連絡先への指示及び報告ができるようにしておくこと。
- (2) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後締結する電力調達契約において定める。
- (3) 契約期間中における予定契約電力量及び予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間実績契約電力量及び使用量が契約年間契約電力量及び使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- (4) 契約については、単価（消費税及び地方消費税込み）及び落札者固有の割引き制度がある場合は、その制度をもって行うものとし、この契約単価及び割引きについては、入札書積算内訳書に記載された施設ごとの各単価、割引きによるものとする。契約については、事業名ア、事業名イで契約書を作成し、契約を締結することとする。
- (5) 料金の請求は施設ごとに分けて行うこと。なお、各施設の請求を一定集約することや、請求明細の電子データを提供すること等について協議を行い、発注者の円滑な支払いが可能となるようにすること。また、請求書の送付とは別に施設ごとの内訳（最大需

要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金の合計) について、各施設へ毎月報告すること(エクセル様式又はCSV様式の電子データで提出又はWeb閲覧ダウンロードサービス等により無償で提供することとし、報告の方法、明細については別途協議するものとする)。

(6) 料金その他を計算する場合の端数処理は、次のとおりとする。

ア 合計額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下は切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を四捨五入または切り捨てる。

(7) 消費税率の改定など社会情勢に変化があった場合は、協議の上、変更できるものとする。

(8) 本電力調達については、令和4年度予算成立を前提に行うものであり、契約締結後、予算成立がしなかった場合、並びに当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除又は変更することがある。

=別記=

#### 1. 休日扱い日

休日扱い日とは次の日をいう。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、及び12月31日

#### 2-1. 重負荷時間、昼間時間、夜間時間

(1) 昼間電力量とは、毎日午前8時～午後10時の時間(昼間時間)の使用電力量(「重負荷時間」、日曜日及び休日等を除く)をいう。

(2) 夜間電力量とは、「重負荷時間」及び「昼間時間」以外の時間(夜間時間)の使用電力量をいう。

(3) 重負荷電力量とは、毎年7月1日～9月30日の期間の毎日午前10時～午後5時の時間(重負荷時間)の使用電力量(日曜日及び休日等を除く)をいう。

#### 2-2. 休日等

休日等は次の日をいう。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、及び12月31日

※なお、1.(3)、2-2.(3)の取扱い日については、落札者と協議することとする。